

令和 8 年 7 月 15 日

分任支出負担行為担当官

呉地方総監部経理部長

平之山 洋

次のとおり一般競争入札に付す。

## 1 競争入札に付する事項

| 調達要求番号                | 件名      | 履行期限      | 履行場所      |
|-----------------------|---------|-----------|-----------|
| G26-S26-2000297001-00 | DENNSEN | 令和9年1月15日 | 呉造修補給所資材部 |

※内訳書（PDF）の添付あり。

## 2 適用する契約条項等

売買契約一般条項

## 3 入札方法

総価で行う。

## 4 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の A、B、C又はDの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有し、当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争執行日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

## 5 入札日等

- (1) 入札日時及び場所  
日時：令和 8 年 8 月 4 日（火） 09：40 から  
場所：呉地方総監部経理部 契約課 旧通信隊庁舎 第3入札室
- (2) 入札及び契約心得、契約条項等を示す場所、仕様書の交付場所  
〒737-0028 広島県呉市幸町8番1号 呉地方総監部経理部契約課
- (3) 入札書の郵送、事前提出による提出期限  
直接、入札書を事前提出される方は 令和8年8月3日（月）16:45 までに提出、郵送により入札書を提出される方は、令和8年8月3日（月）までに到着するように送付すること。
- (4) 応札意思の通知及び入札案内の受領  
応札意思のある方は、その意思を 令和8年8月3日（月）10:00 までに電話等で担当者に連絡し、交付場所において直接仕様書を受領すること。  
なお、遠方であるため直接仕様書を受領ができない者は、「入札参加者カード」に資格審査結果通知書を添えてFAXで送付すること。確認後入札案内及び内訳書をFAXで送付する。

## 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (2) 落札者が契約を結ばないときは、落札金額（入札書に記入した金額の110/100（軽減税率対象品目については108/100）に相当する金額）の5/100に相当する金額を違約金として徴収する。

## 7 契約書の作成

遅滞なく契約書の作成を要する。ただし、契約金額が250万円を超えず、特約条項の付与もない場合は、請書の作成をもって代えることができる。

## 8 その他

- (1) 契約手続き等は「海上自衛隊契約規則」及び「入札及び契約心得」によるものとする。
- (2) 入札の無効  
ア 本公告に示した競争参加資格のない者及び入札の条件に違反した入札  
イ 仕様書未受領の者の入札
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とする。入札者は、消費税及び地方消費税課税免税業者を問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税標準と一致しないものは除く。
- (4) 郵送による入札を行う場合は必ず、書留、簡易書留、配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定める書留の郵便物に準ずる取り扱いをするものにより送付すること。
- (5) その他  
詳細の問い合わせ先：〒737-0028 広島県呉市幸町8番1号  
海上自衛隊呉地方総監部経理部契約課（担当：河野）  
（電話：0823-22-5511、内線：2252 又は 2614、FAX：0823-21-7468）

\*資格審査結果通知書（全省庁統一資格）を必ず添付お願い致します。

|           |                       |     |
|-----------|-----------------------|-----|
| 申 込 年 月 日 |                       |     |
| 調達要求番号    | G26-S26-2000297001-00 |     |
| 件 名       | DENNSENN              |     |
| 入札参加手段    | 立会                    | 郵送  |
| 会 社 名     |                       |     |
| 電 話 番 号   |                       |     |
| F A X 番 号 |                       |     |
| 参加者氏名     |                       |     |
| ※ 審 査     | 等 級                   | 確 認 |
|           |                       |     |

※官側記入

海上自衛隊呉地方総監部経理部契約課 河野 (FAX: 0823-21-7468)

内訳書

1/1

| 項目<br>番号 | 品目コード            | 品名・規格  |               | 単位  | 数量  | 納入場所          | 履行期限       | 備考                                                                                                               |
|----------|------------------|--------|---------------|-----|-----|---------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 20       | L-DPOC-1 (J0213) | 電線     |               | ZMR | 400 | 呉造修補給所資材<br>部 | 2027/01/15 | 1 梱包及び表示は商標封による。2<br>受領検査は、納入時外観及び数量につい<br>て行う。3 電線には、1mごとにレン<br>グスマーク（型式及び長さ）を記入す<br>る。4 納品電線長については400M<br>R×1本 |
|          |                  |        |               |     |     |               |            |                                                                                                                  |
|          |                  |        |               |     |     |               |            |                                                                                                                  |
|          |                  |        | 規格：NDS F8701J |     |     |               |            |                                                                                                                  |
| 30       | ZEIKINTOU_KEIRI  | 税金等_経理 |               | ZEA | 1   | 呉造修補給所資材<br>部 | 2027/01/15 |                                                                                                                  |
|          |                  |        |               |     |     |               |            |                                                                                                                  |
|          |                  |        |               |     |     |               |            |                                                                                                                  |
|          |                  |        |               |     |     |               |            |                                                                                                                  |
|          |                  |        |               |     |     |               |            |                                                                                                                  |
|          |                  |        |               |     |     |               |            |                                                                                                                  |
|          |                  |        |               |     |     |               |            |                                                                                                                  |
|          |                  |        |               |     |     |               |            |                                                                                                                  |
|          |                  |        |               |     |     |               |            |                                                                                                                  |
|          |                  |        |               |     |     |               |            |                                                                                                                  |
|          |                  |        |               |     |     |               |            |                                                                                                                  |
|          |                  |        |               |     |     |               |            |                                                                                                                  |
|          |                  |        |               |     |     |               |            |                                                                                                                  |
|          |                  |        |               |     |     |               |            |                                                                                                                  |
|          |                  |        |               |     |     |               |            |                                                                                                                  |
|          |                  |        |               |     |     |               |            |                                                                                                                  |
|          |                  |        |               |     |     |               |            |                                                                                                                  |
|          |                  |        |               |     |     |               |            |                                                                                                                  |
|          |                  |        |               |     |     |               |            |                                                                                                                  |
|          |                  |        |               |     |     |               |            |                                                                                                                  |